

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ヘッドウォータース	コード	4011
提出日	2026/3/12	異動(予定)日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	竹内 道忠	社外取締役	○													○		有	
2	白川 篤典	社外取締役															△	訂正・変更	
3	大野 雅樹	社外取締役															○	訂正・変更	
4	伊香賀 照宏	社外取締役	○														○	新任	有
5	三浦 謙吾	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		前職にて取締役管理本部長として経営管理に関する知見を有していることから、適切な監査を行って頂けると期待して社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。
2	白川が代表を務める株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションにおいて、当社のサービスであるPocket WorkMateを導入していただきましたが、当該取引は定価での取引となっているため、通常取引であり、同氏は当社との取引には一切関与していません。	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの担当役員として上場を推進した経験があるため、上場経験及び上場企業の役員として適切な監督、助言をしていただけると考え、社外取締役として選任しました。
3		以前当社の顧問弁護士でありましたが、法律の専門家として信頼できるだけでなく、当社の至らない点について厳しく指導いただけたことなど、適切な監督ができると考え、当社の社外取締役として選任しました。
4		公認会計士及び税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計、及び企業経営に関する知見と経験を有していることから、社外取締役として適切な監督及び助言を行っていただけると判断し、選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。
5		弁護士として法律に関する高度な専門知識を有していることから、社外取締役として適切な監督及び助言を行っていただけると判断し、選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。